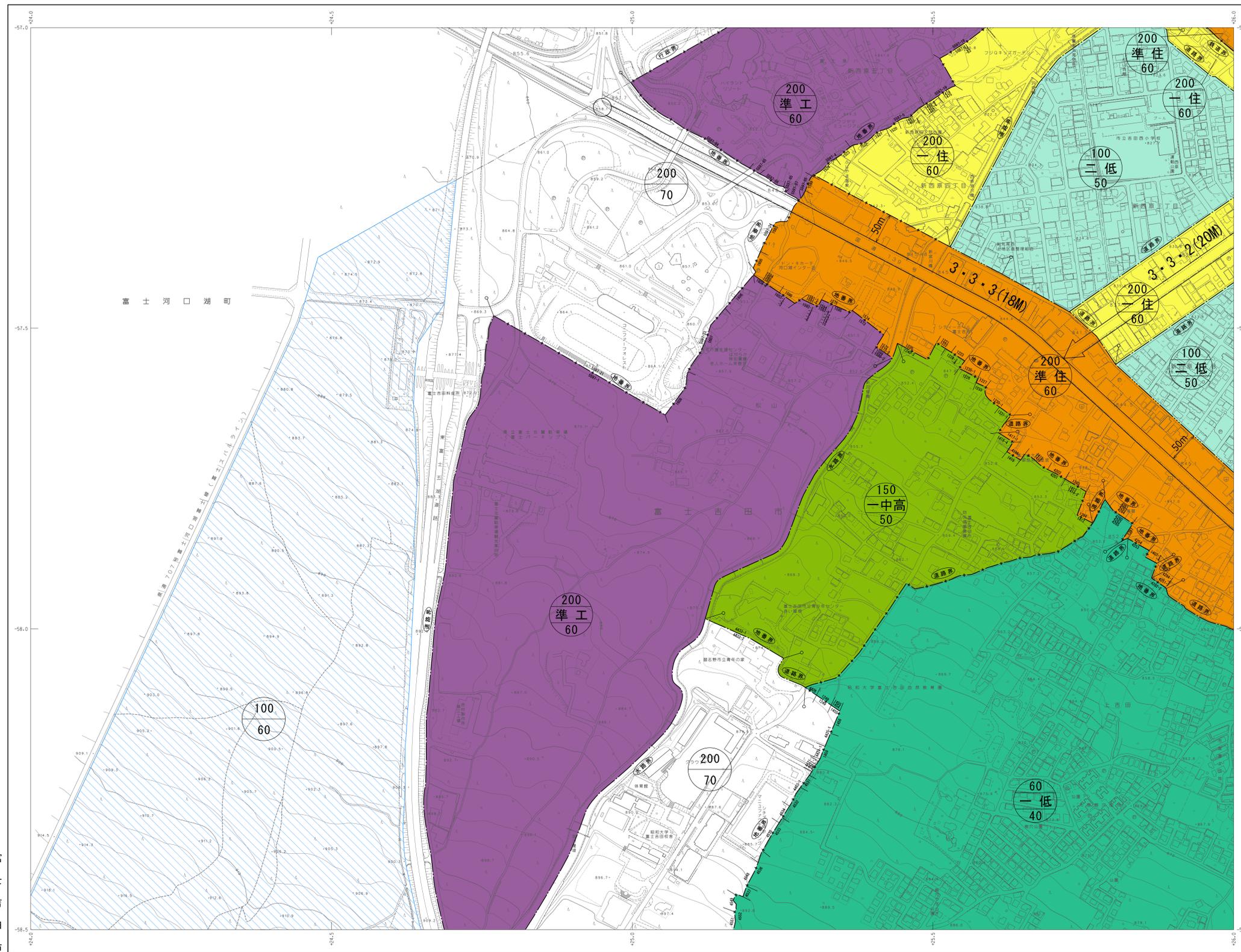


1:2,500
No. 16

富士吉田市都市計画基本図



山梨県
南都留郡
富士吉田市

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

静岡県
静岡市

記号

△	37.2	三	角	点
○	42.3	四	角	点
□	37.2	角	字	標
△	12.3	角	字	標
○	15.8	角	字	標

凡例

[Green Box]	第一種低層住居専用地域
[Light Green Box]	第二種低層住居専用地域
[Yellow Box]	第一種中高層住居専用地域
[Orange Box]	第一種住居地域
[Light Orange Box]	第二種住居地域
[Light Yellow Box]	準住居地域
[Light Green Box]	近隣商業地域
[Red Box]	商業地域
[Purple Box]	準工業地域
[Blue Box]	工業地域
[Dark Blue Box]	工業専用地域

座標系は平成14年国土交通省告示第9号に規定による座標系(世界測地系)である。
 投影変換は北緯緯度法による。
 図面に表示した座標値はメートル単位
 である。0.5メートル未満の
 高さの基準は東京市の平均海面
 である。等高線の間隔は2メートル。

富士吉田市

- 平成 5年測量
- 平成 17年修正
- 平成 20年修正
- 平成 25年修正
- 令和 6年修正

- 平成 5年 10月測量(中間測量)
- 平成 5年 11月測量(最終測量)
- 平成 17年 5月測量(中間測量)
- 平成 17年 6月測量(最終測量)
- 平成 19年 11月測量(中間測量)
- 平成 20年 8月測量(最終測量)
- 平成 25年 7月測量(中間測量)
- 平成 25年 9月測量(最終測量)
- 令和 6年 10月測量(中間測量)
- 令和 6年 11月測量(最終測量)

1:2,500

「この測量結果は、建設省土地院長の承認及び助成を得て、当該測量の測量費及び測量成果を使用して得たものである。」(建設省告示第165号)
 「この測量結果は、国土庁院長の助成を受けて得たものである。」(建設省告示第17号 関係第5号)
 「この測量結果は、国土庁院長の助成を受けて得たものである。」(建設省告示第20号 関係第514号)
 「この測量結果は、国土庁院長の承認を得て当該測量の測量費を使用して得たものである。」(建設省告示第20号 関係第111号)
 「この測量結果は、国土庁院長の助成を受けて得たものである。」(建設省告示第9号 関係第316号)